

令和6年度周南市地域協議会議事録（要点筆記）

日 時	令和6年5月31日（金） 16時30分～17時15分
場 所	周南市役所本庁舎 共用会議室C
出席者	委員5名
説明者	社会福祉法人周南市社会福祉協議会担当者 2名
事務局	指導監査課長 他2名
傍聴者	傍聴定員2名のうち傍聴者0名

1 福祉部長あいさつ

2 委員紹介

3 会長選出

4 議事

（1）制度の概要等の説明

○事務局

社会福祉法人は、法人が保有する財産から事業継続に必要な財産や将来の建替費用、必要な運転資金相当額を差し引き、残額が発生した場合、その金額を有効に活用するために社会福祉充実計画を作成しなければならないこととなっています。

また、その計画の中で地域公益事業を実施する計画を策定しようとする場合には、社会福祉法人はその事業の内容や地域における福祉課題について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないと社会福祉法で定められています。

地域公益事業とは、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」と定義されています。

本日は社会福祉法人周南市社会福祉協議会さんにおいて、地域公益事業を実施する社会福祉充実計画を策定する意向があるため、委員の皆様からの意見をお聴きするものです。

○会長

ただ今の説明について、質疑・ご意見はございませんか。

〔質疑無し〕

○会長

次に、社会福祉法人周南市社会福祉協議会さんから、計画している地域公益事業の内容について説明をお願いします。

(2) 法人からの計画内容の説明

○説明者

制度の狭間にある高齢者や障がい者の「移動支援」をサポートするとともに、支援を行う団体や地域住民個人の助け合い活動の一助となることにより、地域福祉の推進に寄与することを目的とし、「日常生活「移動支援」サポート事業（仮称）」を計画しています。

事業の概要は、本会で軽自動車を4台購入し、本会本部、新南陽、熊毛、鹿野の各支部に配置し、移動支援を行う家族、団体又は地域住民に無償で貸出を行うものです。本会職員は運転しないものとし、事業の範囲は周南市内のみとします。利用料は原則無料で、利用した際にかかるガソリンを満量補充し返却とします。

事業実施による効果として、制度の狭間にある高齢者や障がい者の課題解決を図ることができる。介護予防日常生活支援総合事業（公的制度）と本事業を連携して進めていくことにより、支援範囲の拡充や選択の幅が広がりQOLの向上につながる。地域福祉の推進や事業展開も期待できる。と考えており、今年12月からの申請受付開始を予定しています。

(3) 計画策定に関する協議

○会長

ただ今の説明について、質疑・ご意見はございませんか。

○委員

車両には法人名のプレートを付けるのか。

○説明者

法人名を示すマグネット式のプレートを表示します。

○委員

万が一、事故があった時に、法人の職員は運転していないが、法人が起こした事故のように見えるのではないかと。公的機関の車両であるため、過度に損害賠償を請求される恐れはないか。

○説明者

皆さん心配される場所だが、事故等による損害賠償は保険会社と連絡を取り、大きなトラブルになりそうであれば顧問弁護士もいるので、対応はできます。

○委員

4台のうち複数台は、車椅子も利用できる車両を検討してはどうか。

○説明者

介護タクシーや市の委託事業である福祉車両の貸出事業を利用してもらえればと思うので、車椅子は対象外と考えています。

○委員

具体的なニーズはどのようなものがあるか。

○説明者

サロンに行きたいが大変、坂が多く家から出にくい、買い物に行くことが難しいといった声があります。

○委員

事業の周知や利用の掘り起こしはどのように考えているか。

○説明者

2、3地区から始めて地域で活動できるものを考えていきたい。そのような地域が出てくれば活用事例の説明も行いやすくなるので、公的制度とも連携して進めていきたいと考えています。

○委員

受付事務は本部になるのか。

○説明者

本部と支部での受付となります。専任の職員は本部に置くこととなります。

○委員

車を借りに本部や支部に行かないといけないのは使い勝手が悪いのではないか。市民センターや支所でも借りることが出来ると便利である。

○説明者

色々なご意見を頂きながら、検討していきたいと考えています。

○委員

事故が心配で運転手が見つかりにくいのではないか。

○説明者

色々なご意見を頂きながら、検討していきたいと考えています。

○委員

車種はどのようなものを考えているか。

○説明者

背が高く乗りやすい車種を検討していきたいと考えています。

○会長

意見の取りまとめにあたり、周南市社会福祉協議会の計画に関する意見を整理することから、社協の方はいったん退出をお願いします。

〔退出〕

〔意見の取りまとめ〕

○会長〔意見の内容を委員に確認〕

○各委員〔意見の内容を承認〕

〔入室〕

○会長

それでは、本日の地域協議会の意見をお伝えします。

まず、集約したものとして、次の2項目となります。

- ・今後事業を行われるに当たっては、十分に周知を行い、移動支援を必要とされている方の利用につながるよう、ニーズの把握に努めていただきたい。
- ・利用者の利便性を高めるため、運用の仕組みについて、必要な見直しを行いながら実施していただきたい。

また、これらについての主な内容としては、次の5項目となります。

- ・事業の周知や利用者の掘り起こしが必要と考えられる。
- ・車に法人名を示すプレート等の表示が必要ではないか。
- ・事故の心配で借り控えも考えられ、無償運送に対応した保険内容と、利用者への丁寧な説明が必要ではないか。
- ・車を借りに行くのが不便であるため、使い勝手がよくなるように工夫が必要ではないか。
- ・車種については、今後、検討が必要ではないか。

以上でございます。

意見につきましては、後日文書でお知らせいたします。

社会福祉協議会さんにおかれましては、この度の意見を踏まえて、地域公益事業に関する社会福祉充実計画を策定いただくようお願いします。

以上で終了とします。

【周南市地域協議会終了】